



# 埼玉県報

第 3038 号  
平成 30 年(2018 年)  
9 月 18 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県次期給与管理システム構築業務委託に関する落札者等の公示（情報システム課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 狭山都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 狭山都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

# 告 示

## 埼玉県告示第千三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年九月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県次期給与管理システム構築業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課システム開発・集中化担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年7月17日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町4丁目1番16号

5 落札金額

410,400,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年5月22日

# 告示

## 埼玉県告示第千四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

朝霞市膝折町二丁目ショッピングセンター

埼玉県朝霞市膝折町二丁目九番十八号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） ドイト株式会社 午前九時から午後八時

アコレ株式会社 午前七時から午後十一時

（変更後） ドイト株式会社 午前六時十五分から午後十時

アコレ株式会社 午前七時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前六時三十分から午後十一時十五分

（変更後） 午前六時から午後十一時十五分

#### ハ 変更年月日

平成三十年十月一日

#### ニ 届出年月日

平成三十年八月三十一日

### 二 縦覧期間

平成三十年九月十八日から平成三十一年一月十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月十八日から平成三十一年一月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第千五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

バナーズビル

埼玉県本庄市本庄二丁目三番地六号外

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五四〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五七一台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一六〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一九四台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 五二二平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 四五一平方メートル

廃棄物保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 六八立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 四五立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ベルク 午前八時から翌午前二時

株式会社LIXILビバ 午前七時から午後九時

その他の小売業者 午前九時から午後十時

（変更後）株式会社ベルク 午前八時から翌午前二時

株式会社LIXILビバ 午前七時から午後九時

その他の未定の小売業者 午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前六時三十分から翌午前二時三十分

第二駐車場 午前六時三十分から午後十時

(変更後) 駐車場① 午前六時三十分から午後十時

駐車場② 午前六時三十分から翌午前二時三十分

屋上駐車場③ 午前六時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 五か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成三十一年四月一日

二 届出年月日

平成三十年八月三十日

二 縦覧期間

平成三十年九月十八日から平成三十一年一月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月十八日から平成三十一年一月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成三十年九月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

狭山都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

狭山市柏原、大字上広瀬、大字下広瀬、大字根岸及び広瀬台三丁目の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、狭山市都市建設部

都市計画課

四 縦覧期間

平成三十年九月十八日から平成三十年十月二日まで

# 告示

## 埼玉県告示第千七百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 都市計画の種類及び名称

狭山都市計画道路三・三・一号東京狭山線、三・四・四号熊谷入間線及び三・

四・二十号狭山飯能線

### 二 都市計画を変更する土地の区域

（三・三・一号東京狭山線）

イ 追加する土地の区域

狭山市柏原字下双木及び大字根岸字大道東の各一部

ロ 削除する土地の区域

狭山市大字根岸字大道東及び大字上広瀬字西久保の各一部

（三・四・四号熊谷入間線）

イ 追加する土地の区域

狭山市大字根岸字三王塚、字東久保、字大道東及び大字上広瀬字西久保の各

一部

ロ 削除する土地の区域

なし

（三・四・二十号狭山飯能線）

イ 追加する土地の区域

狭山市大字根岸字中道通、字田木前、字大原、字三王塚及び字東久保の各一

部

ロ 削除する土地の区域

狭山市大字根岸字中道通、字田木前、字三王塚及び字東久保の各一部

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、狭山市都市建設部

都市計画課

### 四 縦覧期間

平成三十年九月十八日から平成三十年十月二日まで

## 告 示

### 埼玉県教委告示第三十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年九月十八日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

#### 一 日時

平成三十年九月二十五日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

- イ 平成三十一年度当初教育局等職員人事異動方針について
- ロ 平成三十年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰について
- ハ 平成三十年度優秀な教職員の表彰について
- ニ その他